奈良県告示第二百八十六号

条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、 土地改良事業 改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法 (県営畑地帯総合整備事業・栃原地区) 計画を変更しようとするので、同 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十八条第一項の規定に基づき県営 変更後の当該土地

令和七年十月二十一日

奈良県知事 山 下 真

一縦覧期間

令和七年十月二十二日から同年十一月十一日まで

一縦覧場所

下市町役場

三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、 縦覧期間満了の日までに、 奈良県知事に対

し意見書を提出することができる。